

人権尊重の社会づくり条例(案)の概要について

人権・同和教育課

1 趣旨

人権が尊重される社会の実現をより一層推進するため、様々な人権施策を網羅する新たな人権条例を策定し、町民誰もが安心して暮らせる人権を尊重する社会づくりを推進する。

2 策定の目的

- (1) 差別、偏見及び人権侵害のない人権尊重の社会づくりに関し、町の責務及び町民(通勤・通学する者、事業活動を行う団体を含む。)の役割を明らかにする。
- (2) 様々な人権問題の解決への取組を推進し、全ての町民の人権尊重の社会づくりの実現を図る。
- (3) 個別の人権問題への取組、具体的な施策を条例に基づき作成する「人権施策基本方針」に盛り込み、施策を推進する。

3 策定までの流れ

行政職員で構成する庁内策定チーム、有識者と行政職員で構成する条例策定委員会で条例(素案)を協議し、あらゆる差別をなくする審議会、町内関係団体等との意見交換やパブリックコメントを行い、条例(案)を作成する。

4 条例策定委員会

- (1) 開催日 令和2年9月30日(水)、11月12日(木)、12月2日(水)
- (2) 協議内容 条例(案)、人権施策基本方針(案)について
- (3) 委員

No.	氏名	所属団体・役職
1	一盛 真	大東文化大学教授
2	川口 寿弘	全国隣保館連絡協議会会長
3	佐藤 淳子	県人権教育アドバイザー
4	井谷 初美	赤碕小学校長
5	前田 利弘	あらゆる差別をなくする審議会会長
6	山口 秀樹	副町長
7	田中 清治	教育長

(4) 主な協議事項

- ・ 様々な人権問題についての法律、国の動向について
- ・ 条例(案)前文の記載内容について
- ・ 人権施策基本方針の各分野における人権問題の表記について

5 今後のスケジュール(案)

- ・ 1月14日 第2回関係団体意見交換会(第1回意見交換会 12月10日開催)
- ・ 1月19日 第4回策定委員会

令和3年琴浦町条例第 号

琴浦町人権尊重の社会づくり条例(案)

琴浦町あらゆる差別をなくする条例(平成16年琴浦町条例第125号)の全部を改正する。

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、人としての尊厳と権利とについて平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として保障している日本国憲法の理念とするところでもある。

すなわち、私たち一人一人は、様々な個性を持ったかけがえのない存在であり、人種、民族、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等により人が生まれながら身につけている人権を妨げられることなく、個人として尊重されなければならない。そして、一人一人の多様性が認められ、それぞれの持つあらゆる可能性が発揮される機会が与えられなくてはならない。

同時に、私たちは、社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権の尊重を念頭に置いて、自らの人権を行使するようにしなければならない。

しかし、今日でもなお、様々な差別、偏見及び人権侵害が依然として存在しているほか、社会状況などの変化に伴い、差別を助長し、誘発することにつながるインターネットを利用した悪質な書き込みなど新たな人権問題が生じている。

ここに、琴浦町は、全ての人が差別を受けることなく、個人として尊重され、次世代へ安心して暮らせる人権尊重の社会づくりを推進していくために、不断の努力を重ねることを固く決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、差別、偏見及び人権侵害のない人権を尊重する社会づくり(以下「人権尊重の社会づくり」という。)に関し、町の責務及び町民(町内に在住、在勤若しくは在学する全ての者又は町内において事業若しくは活動を行う全ての事業者、地域、各種団体等をいう。以下同じ。)の役割を明らかにし、あらゆる人権に関する課題に取り組み、問題の解消を図り、もって全ての人の人権が尊重され、かつ、多様性を認め合える社会づくりの実現を図ることを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえて連携を図りながら、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を推進するとともに、町政の全ての分野で町民の人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚に取り組むものとする。

(町民の役割)

第3条 町民は、第1条の目的を達成するため、町民相互に基本的人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、主体的に人権意識の向上に努めるものとする。

(町民と町との協働)

第4条 町民及び町は、それぞれの役割及び責務を果たしながら、相互に協働して、人権尊重の社会づくりに努めるものとする。

(人権施策基本方針)

第5条 町は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の社会づくりに係る基本理念に関すること。
- (2) 人権意識の醸成及び高揚を図るための人権教育・啓発に関すること。
- (3) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項に関すること。

(教育及び啓発の実施)

第6条 町は、人権施策基本方針に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、あらゆる人権に関する課題の解消を図るための教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(推進体制の充実)

第7条 町は、人権施策基本方針に基づく施策を効果的に行うため、国、県、関係団体等(以下「国等」という。)との連携に努め、推進体制の充実を図るよう努めるものとする。

(調査の実施)

第 8 条 町は、人権施策基本方針に基づき施策を効果的に行うため、国等が行う調査に協力するとともに、必要に応じて人権に関する町民の意識調査等を行い、その結果を町の施策に反映させるものとする。

(相談体制の充実)

第 9 条 町は、人権施策基本方針に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、あらゆる人権に関する課題に係る相談に誠実・的確に応じるために必要な相談体制の充実に努めるものとする。

(人権尊重の社会づくり審議会の設置)

第 10 条 人権施策の推進に関する事項その他この条例の目的を達成するための事項を審議するため、人権尊重の社会づくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 町長は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

3 審議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項について、町長に意見を述べることができる。

4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について、必要な事項は、別に規則で定める。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(琴浦町附属機関条例の一部改正)

2 琴浦町附属機関条例(令和 2 年琴浦町条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

別表第 2 (第 2 条関係)

名称	調査審議する事項
略	
人権尊重の社会 づくり審議会	琴浦町人権尊重の 社会づくり条例(令 和 3 年琴浦町条例 第 号)第10条第 1 項に規定する事項
略	

別表第 2 (第 2 条関係)

名称	調査審議する事項
略	
あらゆる差別を なくする審議会	琴浦町あらゆる差 別をなくする条例 (平成16年琴浦町条 例第125号)第 8 条 第 1 項に規定する 事項
略	

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に改正前の琴浦町あらゆる差別をなくする条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づき任命されている委員は、この条例による改正後の琴浦町人権尊重の社会づくり条例に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正前の条例の規定による任期の残存期間とする。

琴浦町人権施策基本方針（案）の概要

人権尊重の社会づくり条例（案）

（人権施策基本方針）

第5条 町は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の社会づくりに係る基本理念に関すること。
- (2) 人権意識の醸成及び高揚を図るための人権教育・啓発に関すること。
- (3) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項に関すること。

第1章 基本的な考え方

1 人権施策基本方針策定の趣旨

- (1) 「人権」の定義
- (2) 国内や町の取組の経過
- (3) 新たに生じている人権課題
- (4) 町が目指す人権尊重の社会

2 人権施策基本方針の位置づけ

- (1) 「人権施策基本方針」は、本町の人権施策の基本的な考え方や方向性を示す
- (2) 人権尊重の視点に立った施策を推進していく指針
- (3) すべての町民が人権に関する認識や問題意識を持ち、人権尊重の視点に立った自主的な取組みを展開されることを期待

3 人権尊重の基本理念

町がめざす人権尊重の社会の実現のため3つの基本理念

- (1) 誰もが個人として等しく尊重され、共生していく差別のない社会の実現
- (2) 自己の能力が発揮でき、生きがいのある人生を創造できる社会の実現
- (3) 次世代へ安心して暮らせる人権尊重社会の実現

第2章 人権施策の推進方針

1 教育・啓発の推進

- (1) 地域における人権・同和教育、啓発の推進
- (2) 就学前、学校における人権・同和教育の推進
- (3) 企業や事業所の人権に関する活動への支援
- (4) 研修機会の拡充と効果的な学習内容の検討

2 推進体制の確立

(1) 国、県、関係団体等との連携に努め、推進体制の充実を図る

3 相談・支援の充実

(1) 国及び県との適切な役割分担を踏まえ、必要な相談体制の充実に努める

第3章 分野別施策の推進

各分野ごとの人権問題について施策の方向性を記載

- 1 男女共同参画に関する人権
- 2 子どもの人権
- 3 高齢者の人権
- 4 障がいのある人の人権
- 5 部落問題
- 6 アイヌの人の人権
- 7 外国にルーツを持つ人の人権
- 8 病気にかかわる人の人権
- 9 刑を終えた人や更生に努めている人等の人権
- 10 犯罪被害者等の人権
- 11 インターネットにおける人権
- 12 北朝鮮当局による拉致問題等
- 13 生活困窮者の人権
- 14 性的マイノリティの人権
- 15 東日本大震災等に起因する人権
- 16 個人情報保護
- 17 その他の人権課題、新たな人権課題